

○野沢温泉村最低制限価格制度実施要綱

〔令和 5 年 4 月 24 日〕
要 綱 第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、村が競争入札により発注する建設工事の請負契約及び設計コンサルタントの委託業務を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格を設定する入札)

第 2 条 最低制限価格を設ける競争入札は、一般競争入札及び予定価格が 130 万円を超える指名競争入札のうち、必要と認めるものとする。

(最低制限価格の算出方法等)

第 3 条 最低制限価格の算出方法及び額は、次のとおりとする。

(1) 建設工事 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 10 分の 9.0 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 10 分の 9.0 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

(2) 設計コンサルタント委託業務 次の表 1 の業種区分の欄に掲げる業種ごとに予定価格の算出の基礎となった同表 1 から 4 までの欄に掲げる額の合計とする。

ただし、その額が次の表 2 の 1 欄に掲げる額を超える場合にあっては、同表の 1 欄に掲げる額とし、同表の 2 欄に掲げる額に満たない場合にあっては、同表の 2 欄に掲げる額とする。

表 1

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	—

建築コンサルタント 業務	直接人件費の 額	特別経費の額	技術料等経費 の額に 10 分の 6.0 を乗じて得 た額	諸経費の額に 10 分の 6.0 を乗 じて得た額
土木コンサルタント 業務	直接人件費の 額	直接経費の額	その他原価の 額に 10 分の 9.0 を乗じて得た 額	一般管理費等 の額に 10 分の 4.8 を乗じて得 た額
地質調査業務	直接調査費の 額	間接調査費の 額に 10 分の 9.0 を乗じて得た 額	解析等調査業 務費の額に 10 分の 8.0 を乗じ て得た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を 乗じて得た額

表 2

業種区分	1	2
測量業務	予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて 得た額	予定価格に 10 分の 6.0 を乗じて 得た額
建築コンサルタント 業務	予定価格に 10 分の 8.0 を乗じて 得た額	予定価格に 10 分の 6.0 を乗じて 得た額
土木コンサルタント 業務	予定価格に 10 分の 8.0 を乗じて 得た額	予定価格に 10 分の 6.0 を乗じて 得た額
地質調査業務	予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて 得た額	予定価格に 10 分の 6.7 を乗じて 得た額

(3) 前 2 号以外で特に必要な場合 対象入札の予定価格に 10 分の 6.0 から 10 分の 8.5 までの範囲内で予算執行者が定めた率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、予算執行者は特に必要と認めるときは、最低制限価格を予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額から 10 分の 9 を乗じて得た額までの範囲内の額とすることができる。

(予定価格調書への記載)

第 4 条 対象入札に係る最低制限価格を設定したときは、当該価格を予定価格調書に記載するものとする。

(落札者の決定等)

第 5 条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札した者を失格とし、落札者としめない旨を告げるものとする。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、最低の価格をもって入札をした者を落札者（同価の入札をした者が2人以上あるときは、政令第167条の9の規定により決定された者）とする。

（最低制限価格の公表）

第6条 最低制限価格は、落札者を決定する際に併せて公表するものとする。

（入札経過の報告）

第7条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札経過書に当該入札者を失格と決定した旨を記載するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。